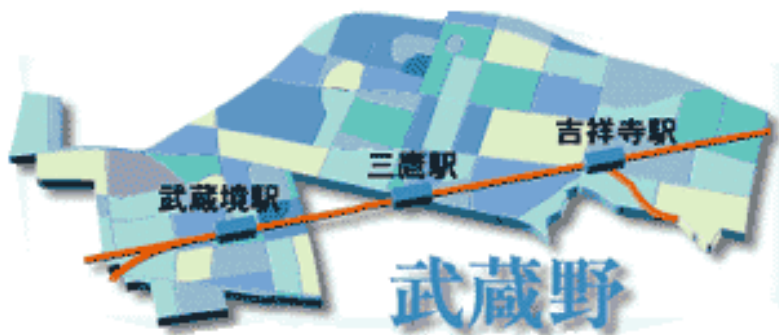


吉祥寺活性化協議会の取組について

○ 吉祥寺活性化協議会の概要

■ 吉祥寺活性化協議会について

- 平成3年に武蔵野商工会議所及び吉祥寺地区の発展に意欲を持つ約50の団体が協力して設立した任意団体である。
- 吉祥寺地区の商業活動の発展を通じて街の活性化を図り、より魅力的なまちづくりを行うことを目的としている。
- 協議会には、2つの部会(街づくり検討部会・商店会部会)及び5つの委員会(交通対策委員会・環境整備委員会・文化観光イベント委員会・販売企画委員会・広報情報企画委員会)が設置されており、道路の不法占用についての取組は環境整備委員会において環境浄化活動として実施している。



武蔵野市の市域 (出典:武蔵野市HP)



環境浄化活動 実施範囲

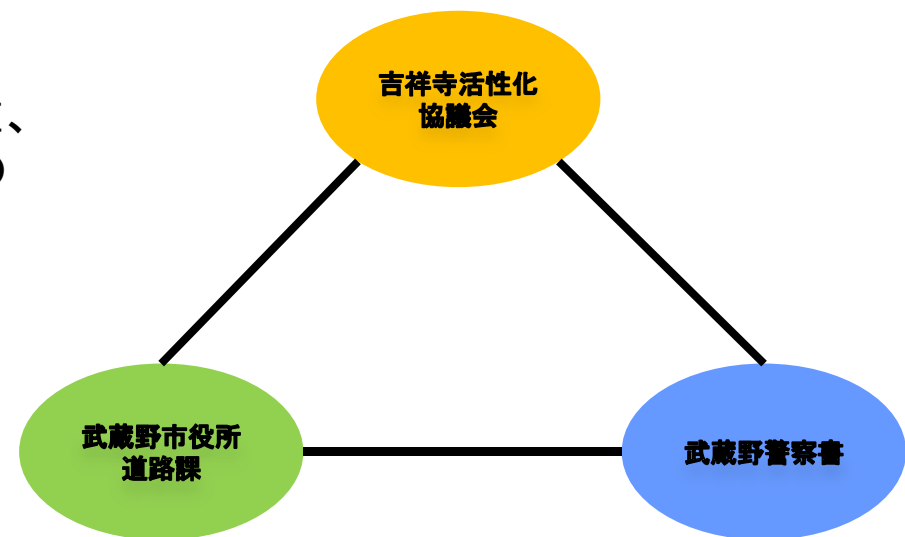
○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

■ 環境浄化活動の導入の経緯

- キャッチセールスや風俗営業や飲食店等の違法看板の増加に対する苦情が多発し、それが街全体のイメージダウンとなっていた。
- キャッチセールスや道路上の違法看板など、街の環境を悪化させていたものをなくすことにより、「歩いて買い物をできる街」としての吉祥寺の魅力の向上を図り、ひいては各店舗の売上げ増加につなげたいという考えに基づき、平成6年より環境浄化活動を開始した。

■ 環境浄化活動とは

- 露天商、キャッチセールス、違法看板等設置、商品棚の道路へのはみ出し設置、大音量での客寄せ行為に関し、吉祥寺活性化協議会、武蔵野警察署、武蔵野市役所とで協力をして道路使用の見まわりを行うもの。
- 毎月1回の見まわりを実施しており、平成6年以降通算140回を数える。



○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

■ 環境浄化活動の実施

- 吉祥寺活性化協議会：20名、武蔵野警察署：10名、武蔵野市役所：10名の計40名程度で、いくつかのグループに分かれて見まわりを実施。
- 見まわりの日時については、吉祥寺活性化協議会から行政側（武蔵野警察署、武蔵野市役所）へ提示をして決定している。
- 時間帯は、大半の店舗が営業していると考えられる16時～17時の間に実施。また、この時間には営業をしていない業種（居酒屋など）については、各商店会の方が個別に声掛けをしている。
- 例年、8月及び12月は重点月間として、2日間にわたって見まわりを実施している。



○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

■ 環境浄化活動による指導内容

- 活動の実施にあたって、違法看板等について強制的に撤去をするのではなく、口頭による指導を粘り強く実施することにより、看板等の道路区域内からの自主的な撤去を促すこととしている。
- ⇒ 同じ商店街の一員からの指導であるため、応じてもらえる者が多いものの、いたちごっことなり、指導前の状況に戻ってしまう者もいるため、取組のコンセプトを理解してもらうべく、粘り強く指導を繰り返すこととしている。
- 指導をする相手方がテナントである場合には、建物のオーナーを介して指導をするなどの工夫をしている。

■ 吉祥寺活性化協議会からの意見・要望

- 指導の際に、「何の資格があって指導をしているのか？」と問われることがあるため、国交省の認定資格などの制度があると、指導が実施しやすくなる。
- 会費のみで運営をしているため、費用面で限界がある。そのため、チラシを印刷するための費用など、金銭面でも応援してもらえる仕組みが欲しい。
- 環境浄化活動による指導では対処できない悪質な商店等に対して、強制的な撤去ができる権限、若しくは罰金を徴収できる権限を、武蔵野警察署や武蔵野市役所に付与して欲しい。

○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

■ 吉祥寺において商店街と行政が連携した取組を実施・継続できていることの理由

- 吉祥寺という街において、「歩いて買い物ができる街」というコンセプトを確立し、広く商店街の間で共有したこと。また、そのコンセプトを活かすために環境浄化活動を実施することについて、街のコンセンサスを取り付けたこと。
- 吉祥寺活性化協議会の取組は、道路上に設置された違法看板の撤去だけに特化したものではなく、防犯対策や放置自転車対策など、行政側が抱える問題を広く対象としたことにより、武蔵野警察署、武蔵野市役所が協力をしやすい環境を整えたこと。
- 強制的な指導をするのではなく、地縁的な人間関係による柔らかな規制によって、各店舗の環境への意識を高めていったこと。
- 吉祥寺活性化協議会の事務局を武蔵野商工会議所が担うことにより、行政と商店街が継続的に連携をしやすい環境を整えたこと。

(参考) 吉祥寺活性化協議会のチラシ

